

I 策 定 基 調

我が国の経済は、緩やかな回復基調を続けており、名目 GDP や賃金上昇率も好調に推移し、これまでにない明るい動きがみられているものの、GDP の過半を占める個人消費は、生活に係る物価高騰の影響で力強さを欠いた状況が続いている。加えて、米国による追加関税措置、米国とイスラエルのイラン攻撃による原油価格の上昇の懸念が、我が国経済を下振れさせるリスクになっており、こうした逆風を乗り越え、コストカット型経済から、デフレに後戻りせず、成長型経済へ移行する重要な局面を迎えている。

一方、我々トラック運送業界は、深刻なドライバー不足、人件費・燃料・原材料費等のコストアップ要因に加え、働き方改革による労働時間規制等により大変厳しい経営環境を強いられている。

こうした状況の中、昨年 4 月に「改正物流法」、6 月に「トラック適正化二法」、本年 1 月には「取適法」「振興法」等の法改正が矢継ぎ早に行われ、事業の健全化と物流の安定供給に向けた各種施策が施行されることとなった。特に議員立法で成立した「トラック適正化二法」に関しては、全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等、業界が一致団結して取り組んでいくこととしている。

このような状況下、千葉県トラック協会は、荷主企業に対し、適正原価に基づく適正運賃収受に理解を得られるよう、「トラック・物流 G メン」「G メン調査員」と連携し荷主対策の深度化に取り組むとともに、会員事業者に対しては、法改正の趣旨を周知するとともに、荷主交渉支援のため原価計算に基づく適正な運送コストの把握や、運賃交渉のノウハウの提供等、各種支援を行う。

また、成田空港における航空貨物輸送事業者で構成する「航空貨物対策協議会」において、常態化している長時間労働の改善のための各種活動を展開する。

さらに、経営基盤強化、交通安全対策、環境保全対策、貨物運送適正化対策等に積極的に取り組むとともに、「習志野研修・防災センター」の建設を推進し、会員サービスの更なる充実を図る。

II 重 点 施 策

1. 最重点施策

- (1) 物流改革に向けた「改正物流法」「トラック適正化二法」への対応
- (2) 急激な物価高騰への対応
- (3) 改正「標準的な運賃・標準運送約款」に基づくコスト収受対策の推進
- (4) トラック・物流 G メンと G メン調査員の連携による白トラ対策を含む荷主対策の深度化の推進
- (5) 多様な施策によるドライバー人材確保対策の推進
- (6) 「習志野研修・防災センター」の建設に向けての対応

2. 重点施策

- (1) 仮称「千葉県トラック協会における事業用トラック総合安全プラン 2030」に基づく交通事故防止対策の推進
- (2) 中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）への対応
- (3) 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受け入れに向けた対応
- (4) 適正化事業の推進（D・E 事業所の重点化）と安全性評価事業認定取得希望事業所の取得支援

- (5) 地震・台風等の大規模災害に備えた防災対策の充実
- (6) 未加入事業者に対する加入促進活動の継続
- (7) 環境GX・SDGsへの取組

Ⅲ 事業計画

1. 総務企画委員会所管事業

(1) 経営基盤強化事業



① インターネットを活用したリモート (Web) セミナー・研修会開催の推進

セミナー・研修会を会場及び、自社でも聴講できるハイブリッド形式の開催を推進する。

② 運転免許取得支援対策

労働力確保の一環として、全国の公安委員会指定自動車教習所において、会員事業者のドライバーが取得した大型・中型・けん引（限定解除を含む）・準中型運転免許・特例講習や外免切替講習の受講に対し取得等費用の一部を助成する。

③ 各種技能講習の促進

プロドライバーとして必要なフォークリフトの資格取得を促進するため、会員事業者所属のドライバーが資格取得した際、また、従業員がテールゲートリフター特別教育講師養成講習を受講した際、受講費用の一部を助成する。

④ 会員事業者のための経営分析

全日本トラック協会と連携し、会員事業者の経営実態の把握と経営改善の取組に資するため、事業報告書を基にした経営分析を行う。

⑤ 経営基盤強化のための各種研修の開催

優秀な経営者・管理者を育成するために、中小企業大学校の各講座の受講促進を図るとともに、受講費用の一部を助成する。また、若手経営者層を対象に、経営基盤強化のための研修会を開催する。

⑥ 信用保証料に対する助成

中小企業の安定的な資金確保に資することを目的に、信用保証協会の信用保証制度を利用した会員事業者に対し、保証料の一部を助成する。

⑦ 「運転者職場環境良好度認証制度」認証等取得に対する助成

事業者の人材確保を支援する「運転者職場環境良好度認証制度」の認証等を取得した会員事業者に対し、取得費用の一部を助成する。

⑧ 弁護士等による相談業務

多岐に渡る会員事業者からの相談に対応するため、弁護士等による事業経営に係る法律問題や労働問題の相談業務を行う。

⑨ 関係行政機関及び国会議員等に対する各種要望活動

「税制改正」並びに「各年度の予算」に関する要望や「高速道路料金の恒久的な割引」、「営業車の駐車規制緩和」、「物流施設の市街化調整区域における開発許可」等各種要望を関係行政機関及び国会議員等に対し行う。

⑩中小企業の危機管理対策の推進

大規模災害や感染症拡大などの際、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を可能とするため、これらの危機に対応したBCP（事業継続計画）を策定し、緊急事態への準備を進める必要があることから、協会としてBCP構築の支援を行う。



(2) 交付金・近代化基金運営事業

運輸事業振興助成交付金を適正かつ円滑に運営し、会員事業者へのサービス向上に努め、業界の近代化・効率化を図るとともに、経営基盤を強化するため、地方近代化基金を活用した融資推薦と利子補給を行う。



(3) 緊急輸送体制整備事業

大規模災害発生時に千葉県トラック協会災害対策本部を設置し、国や千葉県をはじめとする関係機関からの緊急輸送要請に迅速に対応する。

また、大型台風や首都圏直下型地震等に対応するため、緊急物資等を備蓄する。

さらに「新型インフルエンザ対策」や「急性悪性家畜伝染病対策」についても、千葉県をはじめとする各関係機関からの要請に対応する。

(4) 輸送サービス事業

引越事業者の格付け基準である「引越事業者優良認定制度（引越Gマーク）」は、1,674事業所（全国）で認定を受けている。今後も良質な引越サービスの提供を行う引越運送事業者の育成のため、引越管理者講習会を実施する。

また、協会本部及び16支部に輸送相談所を設置し、引越や宅配便等消費者サービスに直結する各種輸送相談に対応する。

(5) 未加入事業者の加入促進活動の継続

入会促進活動を継続し会員数を増加させることにより、業界の地位向上と協会の基盤強化並びに会員サービスの更なる充実を図る。



2. 交通対策委員会所管事業

(1) 交通安全対策事業

①仮称「千葉県トラック協会における事業用トラック総合安全プラン 2030」に基づく交通事故防止対策の推進

国土交通省では、次期プランに向けた「事業用自動車総合安全プラン」5か年計画を策定中であり、これを基にした仮称「千葉県トラック協会における事業用トラック総合安全プラン 2030」を策定し、事業用トラックが第一当事者となる交通事故における死者数、重傷者数、

人身事故件数の目標値を定め、事業用トラック事故の大半を占める追突事故件数の削減や、飲酒運転ゼロの数値目標の周知及び、目標達成のための具体的諸施策を実施する。

②交通事故防止に係るセミナー及び車輪脱落事故防止等、車両整備に係るセミナーの開催

事業用トラックの事故形態の大半を占める追突・交差点事故を中心とした事故防止に係るセミナー等を開催するとともに、歩行者等の保護を強化するため「ゼブラ・ストップ運動」を積極的に推進する。また、車輪脱落事故を防止するため、千葉県自動車大学校と連携した車輪脱落事故防止と車両整備に係るセミナーを開催するとともに、大型車用トルクレンチ導入費用の一部を助成する。

③千葉県トラック協会の行う適性診断事業の充実

国の認定機関として、新規雇用者に対する初任診断、65歳以上の適齢診断及び一般適性診断を行う。また、一般適性診断については、「可搬型適性診断機（アクセスチェッカー）」の貸し出しを行い、会員事業者の一般適性診断受診の利便向上を図る。

④健康起因事故の防止

トラック運送事業における健康起因事故を未然に防止するため、定期健康診断の受診促進を図るとともに、受診費用の一部を助成する。さらに、睡眠時無呼吸症候群による心臓病・高血圧等に起因する疾病を早期発見するための、「SAS スクリーニングセンサーベルト」の貸し出しによるリスク確認の実施に加え、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査や脳 MRI 検診・脳ドックの検査費用の一部を助成する。

⑤「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ」の実施

参加チームごとに6か月間の無事故・無違反に取り組む「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ」を開催し、参加会員事業者・ドライバーの交通事故防止の意識高揚を図り交通事故件数の削減に寄与すべく、令和8年度は、3,000チーム・15,000人の参加を目標に取り組み申込に伴う費用の全額を助成する。

⑥「運転技能自動評価システム（オブジェ）」受講の促進

「運転技能自動車評価システム（オブジェ）」は、実際の運転を行い、ドライバーの癖や運転行動を客観的に判断し、ドライバー自らがデータを見ることにより安全に対する意識や不安全な運転行動を振り返り、見つめ直すことができるシステムを用いた交通事故削減の取組について、受診促進と費用の一部を助成する。

⑦会員サービスの充実

a. 運行管理者指導講習・整備管理者選任後研修の支援及び助成

会員事業者の運行管理・整備管理体制を維持するため外部機関の主催する講習会等の受講を促進するとともに受講費用を助成する。

b. 初任運転者教育等のサポート

新たに事業用貨物自動車を運転する上で必要な構造や特性、専門的な知識について会員ドライバーを対象に、告示に基づく教育を行うための専門スタッフによる、「初任運転者に対する教育」を実施し、交通事故の防止を図る。

c. 視聴覚教材（DVD）等の貸出し及び、各種教育用啓発物の配布

協会ホームページから教育用DVD等を貸出できるよう対応し、新たに「視聴覚コーナー」が設置されたことにより借用者が事前に内容を把握できることから、更なる利用促

進を図る。

また各種啓発物等を作成、配布し会員サービスの充実と教育による交通事故防止に取り組む。

d. SNSを活用した交通事故防止に係る情報提供

協会ホームページだけではなく、SNS等を活用した様々な情報発信を行う。

⑧全国交通安全運動、年末年始輸送安全総点検運動への参加

春・秋の「全国交通安全運動」、「年末年始輸送安全総点検運動」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加するほか、「輸送秩序確立運動」や「正しい運転・輸送運動」を展開し、会員事業者に向け事故防止への意識高揚と輸送の安全が確保できるよう周知活動を行う。

⑨事故防止対策

a. 事業用トラックによる交通事故実態の周知及び事故防止対策の啓発

事業用トラックによる交通事故実態を情報誌等で周知を図るとともにVR（ヴァーチャルリアリティ）体験機を活用した体験学習や関連する視聴覚教材等を用いた啓発を行う。

b. 「交通事故・労働災害」防止大会の開催

事業用トラックが起因となる交通事故・労働災害を一件でも減らすため、交通事故・労働災害防止大会を開催し、各種事故防止対策や事故事例等の発表を行い、経営者・管理者のみならず、ドライバーの積極的な参加を呼びかけ、職場ぐるみで交通事故防止・労働災害防止意識の高揚を図る。

c. 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

飲酒運転根絶に向けた取り組みを継続実施するとともに飲酒運転根絶を含めたセミナーを開催する。また、点呼時におけるアルコール検知器使用を徹底するため導入費用の一部を継続助成し、アルコールインターロック装置の活用等、飲酒運転根絶対策を行う。

d. 安全対策機器の積極的な導入による安全管理と経費削減の促進

交通事故防止効果の高い「ドライブレコーダー」、「後方視野支援装置」や適正運行管理を目指す「デジタルタコグラフ」の導入費用の一部を助成する。

e. プロドライバー研修に係る助成及び中小企業向け運転技能講習会の実施

ドライバー及び管理者に対し、プロとしての技能・知識を習得させるための自動車安全運転センター中央研修所・東洋自動車教習所等関係機関の受講促進を図り、受講費用の一部を助成するとともに、国交省告示に基づき、運転者教育に関する初任運転者教育を実施する。また、中小企業向け運転技能講習会を実施する。

f. 交通対策アドバイザーと連携した事故防止対策の実施

交通事故発生実態に応じ、ドラレコ映像を活用して動画映像の作成とYouTubeを活用した事故防止動画配信及び事故防止セミナーを開催する。

g. 高齢者等交通弱者対策及び小学生向け交通安全教室の実施

事故割合が高い高齢者被害の交通事故を減らすため、高齢者自転車大会を支援するほか、交通弱者対策を推進するとともに小学生向け交通安全教室を実施する。

⑩運転適性診断・運転記録証明書を活用した安全管理の推進

安全管理のより効果的な取り組みを促すため、外部機関の運転適性診断（初任・適齢・一般診断）及び、ドライバーの事故等の履歴を把握出来るよう運転記録証明書の活用を図るとともに、費用の一部を助成する。

⑪「千葉県トラックドライバー・コンテスト」の実施

プロドライバーとしての安全知識並びに運転技術向上を図るため、「千葉県トラックドライバー・コンテスト」を実施する。



3. 労働対策・取引改善委員会所管事業

(1) 労働対策事業

①働き方改革に対応する長時間労働の是正及び取引環境の改善

会員事業者に対し、長時間労働是正及び取引環境改善や、「時間外労働上限960時間規制」、「新改善基準告示」等の周知を行うとともに、荷主企業に対し、ドライバーの長時間労働を是正するための働きかけを行う。

②人手不足等対策としての点呼機器の導入促進

深刻な人手不足の対応として、遠隔地（IT）点呼・自動点呼機器の導入を促進するとともに、自動点呼機器については、導入費用の一部を助成する。

③千ト協が行う人材確保対策

県内各地のハローワークと共催し、求職者と現地会員事業者が参加する「運送業界セミナー・企業説明会」を各地で開催する。また、自衛隊と協力し、「退職予定自衛官」をトラック運送業界へ迎えることを目的とした業界説明会を開催する。

④「外国人特定技能制度」を活用した人材確保対策

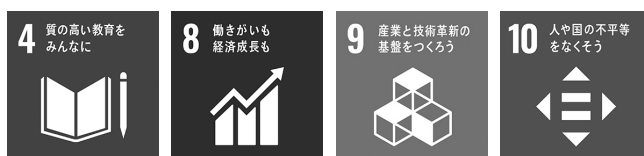
「外国人特定技能制度」を利用し、外国人ドライバーを雇用予定の会員事業者に対し、制度内容や必要経費等の情報提供を行う。

⑤「会員専用求人採用ホームページ」の構築

従来からの「協会求人サイト」に代わり、より応募が見込まれる『会員専用求人採用ホームページ』を構築し、無料で利用可能とすることで、会員企業の人材確保を強力に支援する。

⑥会員事業者の人材確保・採用に対する支援

会員事業者の行う人材確保・採用に係る募集広告費用の一部を助成する。



(2) 取引改善事業

①物流改革に向けた「改正物流法」「トラック適正化二法」等への対応

令和7年4月1日に施行された「改正物流法」（流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法）、6月2日に成立した「トラック適正化二法」、8年1月1日に施行された「取適法」・「振興法」に関し、荷主や運送事業者に対する規制的措置を理解し、適正運賃収受、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進めるため、会員事業者・荷主企業に対し、セミナー開催や各種広報活動を展開し、適正取引を推進する。

特に「5年ごとの事業許可の更新制」、「適正原価を下回る運賃・料金の制限」を柱とする『トラック適正化二法』に関し、今後決定する施行内容について正確な情報発信を行い、会員事業者の法対応を支援する。

②「トラック・物流Gメン」等の協力による荷主対策

荷積み・荷卸しに伴う長時間にわたる「荷待ち」や、不当な運賃のダンピングを強いる荷主情報、白トラを利用する荷主情報や「働き方改革」を阻害する「商慣行」等の情報を行政側の担当である「トラック・物流Gメン」へ情報提供を行うとともに、「適正化Gメン調査員制度」（Gメン調査員）を活用し荷主対策を推進する。

③物価高騰への対応

物価高騰への対応として、千葉県をはじめとする県内自治体にトラック運送事業者のための支援を要請する。

④標準的な運賃・料金に基づく適正運賃収受対策

荷主企業に対し、「物価高騰」や「働き方改革」に伴う人件費の増加等、事業存廃に直結するコストアップ要因に対応するため、標準的な運賃に基づく適正運賃・料金収受の必要性を、要請文書の発出や荷主団体の機関誌掲載等、様々な方法を使用し周知する。

また、会員を対象に改正標準的な運賃・標準運送約款の届出支援を行うとともに、適正運賃収受のための「荷主交渉支援セミナー」や「運送原価計算セミナー」を開催する。

⑤成田空港を利用する航空貨物輸送への対応

会員事業者で組織する「成田空港における航空貨物対策協議会」において、成田空港を利用する運送事業者の多くが抱える長時間労働等の諸課題への対応を検討し、通関業者、利用運送事業者（フォワーダー）、上屋事業者、トラック運送事業者を構成メンバーとする「2024年問題対策協議会」に対し、意見・要望等を行う。

⑥「物流セミナー」の開催

荷主企業に対し、トラック運送業界の現状を周知し、物流改正法・取適法・トラック適正化二法等の内容をご理解いただき、良好なパートナーシップ関係を構築するため「物流セミナー」を開催する。

4. 広報・環境委員会所管事業

(1) 広報事業



①物価高騰・人件費増加に対応する適正運賃・料金収受のための広報

「運送業に係る物価高騰」や、「2024年問題」に伴う人件費の増加等、事業存廃に直結するコストアップ要因に対応するため、荷主企業に対し、「標準的な運賃・標準運送約款」に基づく適正運賃・料金収受の必要性を広報する。

②各種マスコミ媒体を利用した広報

各種メディアを活用し、荷主及び一般消費者等に向けた広報活動を行い業界の社会的地位の向上に努める。

③トラック情報ちばの発行

会員事業者に対し、必要な情報を随時提供するため「トラック情報ちば」を月1回発行し、会員事業者の紹介や業界の動向、行政当局からの通達・関係法令等をわかりやすく抜粋した内容で掲載するとともに、荷主交渉に必要な情報を掲載する。

④「トラックの日」事業の展開

各支部主催のトラックの日事業については、開催支部に対し、PR用グッズを作成し、イベント等での配布により、業界に対するイメージアップを図る。

本部主催のトラックの日事業については、ロッテマリーナズとタイアップし「トラックの日冠試合」を実施し、業界イメージアップイベントを開催する。

また、トラックの日行事の一環として、トラック運送業界を身近に感じてもらうことを目的に、県内小学生を対象に交通安全標語・児童絵画コンクールを実施するとともに入選作品をプリントしたラッピングトラックによるイメージアップ広報を行う。

⑤ホームページ・SNS活用による広報の充実

ホームページの内容をさらに充実させるとともに情報誌の内容を掲載し、より有益な情報提供に努める。また、SNS（千ト協公式LINE等）を活用し、会員事業者のみならず、一般消費者向けの情報を提供し、トラック運送業界のイメージアップに努める。

⑥業界の労働力不足に対応するドライバー求人サイトの活用

労働力不足対応の広報対策として、当協会が作成したリクルートビデオを活用したドライバー求人サイト活用によるリクルート広報活動を継続する。

⑦未加入事業者への入会促進

協会未加入事業者に入会案内を送付し、入会するメリットを積極的にPRし、新規会員の入会促進を行う。

(2) 環境対策事業



①環境対策に係る助成事業の実施

a. 環境対応車（ハイブリッド車）の普及促進

環境対応車（CNG車・ハイブリッド車等）の普及促進を図るため、国土交通省及び全日本トラック協会と協調し、導入費用の一部を助成するとともに、利子補給事業を全日本トラック協会と協調して行う。

b. 最新規制適合車の普及促進

環境負荷の少ない最新規制適合車への導入費用の一部を助成するとともに、利子補給事業を全日本トラック協会と協調して行う。

c. PM低減装置不具合問題への対応

現在市場に出回っている最新規制適合車は、環境性能を上げるためのPM低減装置を搭載しているが、装置の不具合によるトラブルが多数発生している。このため、環境保全と会員事業者の負担軽減を目的に不具合による部品交換等にかかる費用の一部を助成する。

d. 「グリーン経営認証」の普及促進

環境に対する取り組みとして、また、荷主や一般消費者からの信頼を得るためにも環境負荷の少ない事業運営を図る「グリーン経営認証」制度の普及促進を図り、新規取得及び更新費用の一部を助成する。

②環境保全のためのアイドリング・ストップ運動

アイドリング・ストップキーホルダーやステッカー等の配布など、アイドリング・ストッ

ブを励行し、CO2 排出量及び燃料消費量の削減の啓蒙を図る。

また、アイドリング・ストップに効果のある支援装置（エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置）の導入費用の一部を助成する。

③環境GX・SDGsへの推進

次世代自動車の導入促進、輸送の効率化の推進、アイドリング・ストップ等、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

また、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）17 項目が掲げられ、政府、企業、市民社会等全ての人が、各々の立場から目標達成のために行動することが求められている。千ト協として、会員事業者のSDGs 取得の取組みを支援する。

さらに千ト協主催の会議においては、データを活用し、ペーパーレス化を推進する。

④リトレッドタイヤ助成

新品タイヤに比べ製造時における資源量や二酸化炭素排出量の削減といった、環境対策を奨励することを目的に、所有タイヤのリトレッド費用及びリトレッド済みタイヤの購入費用の一部を助成する。

⑤ゴミのポイ捨て防止対策

懸案となっている道路脇での「ゴミのポイ捨て」等を防止するため、ドライバーのマナー教育のあり方を検討するとともに、啓発グッズ等の配布により環境対策意識の高揚を図る。

⑥「トラックの森づくり」植林事業の実施

トラック運送事業の環境保全への取り組みを広く一般県民にアピールし、業界のイメージアップを図るため、県内地方自治体とタイアップした植林事業を実施する。

令和8年度は、「流山市」と協働で実施する。



5. 適正化事業運営委員会所管事業

(1) 貨物自動車運送適正化事業

①巡回指導計画【巡回目標 1,150 事業所】

貨物自動車運送事業法第39条に基づき、全国適正化事業実施機関が策定した活動指針を踏まえ、千葉運輸支局と連携し、トラック運送事業の健全な発展を図るため、輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止等を図り、法令を遵守した適正な事業を行うよう巡回指導を行い、特に総合評価D・Eを連続する悪質性が高い事業者には、フォローアップ巡回を実施することにより改善を促し、評価の低いC評価事業所には、巡回指導の取組を強化する。

同様に総合評価D・Eを連続する事業者等に対する重点監査の実施に伴い、対象事業所に係る改善の進捗状況等の情報共有を図るなどにより、事業運営や違反等について早期の改善が図られるよう巡回指導を行う。

また、調査項目の中で指導割合が高い項目について、事業者が理解しやすい資料や動画を作成し、巡回指導や広報媒体を活用し、指導割合の改善に努める。

a. 通常巡回

b. フォローアップ巡回（総合評価D・Eの事業所へ半年以内に実施、評価の低いC評価事業

所に対する巡回指導の取組強化)

- c. 新規巡回（運輸開始後3か月以内に実施）
- d. 個別指導（一般廃棄物、霊柩事業者等の5両未満事業所を対象に実施）
- e. 特別巡回（改善基準告示違反事業所を対象に実施）
- f. 確認調査（所在不明及び支局からの要請により実施）

②Gマーク（安全性評価事業）認定取得希望事業所の取得支援

認定取得希望事業所に対しては、Gマーク制度見直しの周知を徹底し、申請受付前に事前相談会を開催する。

また、基準に達している未取得事業所に対し、取得促進に向けた啓発により、新規取得拡大に努める。

③Gマーク表彰対象事業者の拡大

国土交通省によるGマーク永年表彰制度について、関東運輸局長表彰及び千葉運輸支局長表彰の表彰要件に達している事業所に表彰制度を周知し、表彰事業所の拡大に努める。

④ラッピングトラックの運行等によるGマークの周知

Gマークラッピングトラックの協力事業者を募り、運行台数を増やし、荷主企業や業界団体への広報、また、新聞やラジオ等のマスメディアや情報誌等の媒体を活用し、Gマークの周知を図る。

⑤適正化事業調査員（Gメン調査員）の行う調査業務の周知

2024年11月から本格展開したGメン調査員業務を遂行し、荷主等の違反原因行為を巡回指導時の資料の配布や説明、電話・訪問等により情報収集する。

また、トラック・物流Gメンの活動に同行する形での調査業務等を実施できるよう、千葉運輸支局と業務調整を行う。

⑥法令改正等の周知

行政からの通達の周知や、全国適正化事業実施機関作成の啓発チラシ等の配布など、様々な法令改正等のコンサルタント業務を行う。

⑦運輸安全マネジメントの指導

事業者の安全意識の向上及び効果的な取組みの推進を目的に、「運輸安全マネジメント社内掲示用ボード」の積極的な活用を促す。

⑧地方適正化事業実施機関評議委員会の開催

適正化事業実施機関の中立性・透明性を確保し、適正化事業の効果的な推進を図るため、評議提言する機関として、学識経験者・マスコミ関係者・荷主関係者・一般消費者・貨物運送事業者・労働組合関係者及び千葉運輸支局で組織する「適正化事業評議委員会」を開催する。

⑨行政機関・全国適正化事業実施機関との連携強化

巡回指導結果や改善状況等の報告・連絡を行う定期連絡会議を千葉運輸支局と開催し、連携を密にすることにより的確な指導助言を受け、諸課題への迅速かつ適切な対応、巡回指導の充実・向上を図る。

また、全国適正化事業実施機関が実施する研修や、地方適正化事業実施機関との連絡会議に参加することにより、適正化事業指導員の育成及び資質向上に努める。

⑩適正・円滑な苦情処理

一般消費者・荷主企業・運送事業者等からの苦情や違反行為等の通報に対し、適正に処理するとともに、事案の内容により千葉運輸支局と連携し円滑な苦情処理に努める。

6. 施設建設検討特別委員会所管事業

習志野研修・防災センター

「習志野研修・防災センター」建設に向け、詳細設計後入札による「建築事業者」の選定を行い、建築工事を開始する。



Ⅲ 総 務 事 項

1. 会 議

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 通常総会 | 令和8年6月18日(木)「三日月シーパークホテル勝浦」 |
| (2) 理事会 | 通常理事会は年5回開催する。
臨時理事会は必要により開催する。 |
| (3) 正副会長会議 | 必要により開催する。 |
| (4) 千葉県トラック協会災害対策本部 | 大規模災害発生時、県災対本部と連動し設置 |
| (5) 委員会 | ①総務企画委員会
②交通対策委員会
③労働対策・取引改善委員会
④広報・環境委員会
⑤適正化事業運営委員会 |
| (6) 特別委員会 | ①施設建設検討特別委員会 |
| (7) 部 会 | ①青年部会
②重量鉄鋼部会
③海上コンテナ部会
④女子部会
⑤特積部会 |
| (8) 支部事務局長会議 | 必要により開催する。 |

2. 賀詞交歓会

令和9年1月に開催する。

3. 千葉県トラック協会長表彰

会員及び会員事業者の従業員等の成績優秀な者を表彰する。